

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
長野県及び長野県下伊那郡売木村

2 構造改革特別区域の名称
売木村ふれあい交流農園特区

3 構造改革特別区域の範囲
長野県下伊那郡売木村の全域

4 構造改革特別区域の特性

近年、長野県における遊休農地の状況は、平成7年から平成12年までの5年間に1,359ha増加(増加率114%)し、平成12年度末現在で10,907haである。これは、全国の状況の中で、第3番目と高く、本県の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっている。

本県基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合(平成12年度末現在)が57.4%となっていることから、今後、農業従事者のリタイアに伴い、遊休農地が増加していくものと予想される。

売木村は、山間地でありながら比較的平坦な土地が多く、古くから稲作が盛んに行われ、林業と共に農業は主要な産業であった。しかしながら、人口702人、高齢化率42%(以上平成15年3月末現在)という過疎高齢化が著しい状況にある。

村の遊休農地面積は、平成14年の調査の結果14.5haにもものぼる。これは耕地面積87haの16.6%にもなり、その内の22%は荒廃農地となっている。

基幹的農業従事者も、65歳以上の割合(平成12年度末現在)が64.2%となっており、過疎高齢化の山間地において、担い手の確保も困難な現状から、今後、農業の継続が困難な地域が発生し、遊休農地の増加が懸念される。

売木村では早くから観光と農業の組み合わせに着目して昭和50年より自然休養村事業に取り組み、レクリエーション農園やしいたけオーナー会などの事業展開を図ってきた。

平成に入ると温泉開発が進み、多くの観光客が訪れるようになり、また、中

京・東海方面の者の所有する別荘も多く建設されるようになった。

観光客の増加に伴い、農産物の直売所も村内各所に設置され（現在 10 軒）、冷涼な気候を生かした農産物を農業者が直に販売し、都市住民との交流を図っている。

しかしながら、皮肉なことに観光事業の展開により、産業別人口において昭和 55 年と平成 12 年を比較した場合、第 3 次産業が 23%増加したのに対し、第 1 次産業は 56%もの減少となってしまった。

また、耕地面積に対する遊休農地の割合は平成 7 年度末には 6.7%であったが、平成 12 年度末には 12.6%（以上農業センサスによる）、平成 14 年度の遊休農地解消月間における現地調査では 16.6%（遊休農地面積 14.5ha）と急増しており、上記のような事業展開を図りながらも遊休農地抑止の特効薬とはなっていないかった。

県は「2010 年長野県農業長期ビジョン」を策定し、遊休農地の再整備を進め、担い手農業者への利用集積による農地の有効利用を図るよう努力しているところであるが、担い手への利用集積だけでは、遊休農地の解消には限界がある。そこで、農業者以外の担い手の参入や市民農園による農地利用の促進といった新たな手法による遊休農地の発生防止及び解消を図る必要がある。

村としても都市住民による滞在体験型の農業を模索しているところであるが、幸いなことに前述の別荘が多くあり、昨年の農用地利用調整に係る聞き取り調査を実施しているなかにも、別荘利用者より農地の借り受け希望の声が多く聞かれた。

このことより、特定農地貸付事業による市民農園事業は、利用者も見込まれており、農地の有効利用のひとつとして位置づけることができる。

また、平成 11 年度より国土保全特別対策事業貸付用住宅整備事業の取り組みにより、UI ターン者等就農等希望者向け住宅の建築をはじめ、多くの公営住宅整備を進めてきており、UI ターン者も着実に増加しているが、彼らからも農園の利用が見込まれる状況にある。

別荘は村内広範にあり、公営住宅も 5 箇所分散されている。各集落での農業者と彼らとの交流も深く、また前述の農産物直売所の活動実態からも、農業者自らが進んで都市住民との交流を図りつつあることから、農業者の手による市民農園の開設が村の活性化にとって有効と考える。

現在、農家が実施している事業の中で「リンゴの木オーナー」事業があるが、年 4 回の作業に毎回 200 人もの都市住民が集い、農作業体験に限らず交流を深めている。

このオーナーの中には開設以来からの者も多く、その要因は外来者をもてな

す農家の特性によるものと思われるが、それは当村の特性でもある。

農業者による市民農園事業においても、ただ単に農地を貸し出すだけでなく、さまざまな形の交流を深めることが期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

従来の特定期農地貸付法では、地方公共団体及び農業協同組合が貸付主体となり運営するものであり、農園利用者と農地所有者や近隣農業者との交流は希薄である。農業者との交流不足は営農の不十分、農地管理の不十分となり、近隣農業者とのトラブルも発生し、再び遊休荒廃化になりかねない。これは、農業を結びつけた観光事業を推進する当村においては十分な施策とはなりえない。

当該地域において、構造改革特別区域法第23条の特例措置の適用により、市民農園の開設主体を管内農家に拡大することで、村全域を市民農園として位置づけ、村内のどこの地域においても、都市住民等へ農地を貸し付けることができることとする。これにより借り手、貸し手間お互いに顔の見える交流が可能となり、身近な営農指導もでき、併せて遊休農地の解消も促進される。

都市住民と農家との交流はその地域での交流へと発展し、近在する他の遊休農地に対する多面的な活用方策も検討されることとなり、都市住民と共同で取り組むことも期待される。これは例えば、遊休農地に菜の花やレンゲ等の景観作物を植栽するなどの共同取り組みが考えられ、過疎高齢化が著しく、遊休農地解消の取り組みが遅れている当地においては、このような都市住民との協力関係が生まれることを渴望するものである。

また、都市住民が農を通して村内住民とふれあい、村への愛着を持つことで、都市住民の定住促進を進めるとともに、新規就農者の確保を図る。

この村全域市民農園構想による事業の成果は、単に市民農園を開設するだけでの遊休農地の解消のみならず、そこから生まれる都市住民との交流によって、更なる遊休農地の解消及び地域の活性化を図ることが期待できる。これは将来的に遊休農地解消に悩む過疎高齢化の地域にとって全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 村全域を市民農園として位置づけ、遊休農地を活用して村内のどこの地域においても都市住民へ農地を貸し付けることにより、農業と観光を結びつけた都市農村交流を推進し、村全域の経済活性化を図る。

- (2) 市民農園利用者の会を組織化し、遊休農地を活用した景観作物の植栽等の共同取り組みを行いながら交流の輪を広げていくことにより、将来的には、市民農園利用者に限らぬ交流人口の増加を図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 都市農村交流の促進による地域活性化

都市住民等の間には、市民農園等を通し、気軽に農作業を体験し、野菜や花を育て、収穫の喜びを味わいたいというニーズがあるが、農業経験は乏しいものである。この計画の市民農園は、経験者からの生の農業の伝授や得意分野を活かした人との交流により運営されるものであり、真の都市と農村の交流が生まれるものである。

平成14年度売木村に訪れた都市住民は約18万人と推計される。特区計画適用による市民農園の開設(1.5ha)により、年間5,000人の交流人口の増加が見込まれる。これらは農地の利用に限らず温泉施設やレクリエーション施設、農産物直売所などを利用することが見込まれ、地域の活性化が図られる。

5,000人増加：1区画(1家族)2.5人×週末(2日)10週利用
×100区画(1.5ha)

(2) 新規就農者の確保及び定住促進

市民農園による農業体験を通し、農村との交流が促進されることで、新規就農者の確保や、都市住民の定住促進が図られる。(新規就農者3人)

(3) 農地の多面的機能の維持等

市民農園の開設(1.5ha)や都市住民との共同取り組みによる農地利用(景観作物の植栽等1.5ha)、交流人口の増加に伴う農産物の需要増に対応するための生産集団による農地の利用増(1.0ha)、新規就農者の参入による農地の利用増(1.5ha)等により、遊休農地の解消が図られる。(数値は全て5年後の見込み)

遊休農地の解消を促進することにより、雑草や雑木の繁茂や病虫害発生を抑制するとともに、保水などの農地の持つさまざまな機能を確保し、洪水や土砂崩れといった災害の発生を抑制する。

当該地区を遊休農地解消の先進的なモデル地区として実施することによ

り、県下全域への波及が見込まれる。

8 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・遊休農地総合対策事業

(遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。)

・市民農園開設運営サポート

(市民農園開設者が特定されたことを受け、営農支援センターが中心となり、農家の開設運営をサポートする。また、開設者相互間の連絡会を組織化するとともに、村内全域に市民農園の開設するための体制整備を構築する。)

・農業体験交流事業

(りんごの木オーナー、しいたけオーナー、レクリエーション農園などによる都市住民との交流事業。これらの既存の交流事業を維持しつつ、その利用者へ市民農園の利用を案内し、利用促進を図る。また、これらの事業実施農業者より都市住民との交流方法について農園開設者へ伝授していくことにより、特定事業の円滑な実施を図る。)

別紙

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

特区内の農地所有者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、特区内の農地所有者において、遊休農地の活用による市民農園を開設し、都市農村交流を推進する。

具体的には、まず、村内の農地所有者自ら市民農園を開設し、運営を行う。

そのため、市民農園設立のガイドラインを作成し、実施希望者（農家）の公募を行い募集するとともに説明会を実施する。

また、事前に希望いただいている5名の農家と早急に調整を図り、認定後直ちに0.3haの市民農園の開設を行う。初年度以降、同様に推進調整を図り5年後には計1.5haの市民農園の開設を行う。

さらに、市民農園運営のサポート体制を整備するとともに、市民農園利用者の募集（県外は東海・中京方面中心）も併せて進めていく。

当該地域は、東海・中京方面から近距離であることや、200戸程度の別荘があることから、多くの需要が見込まれている。

昨年度の村の調査では、185農家のうち51農家が所有農地の貸し付けを希望しており、今後随時詳細なヒアリングを行い、農業者への貸し付けと市民農園での貸し付けとを明確に区分し、有効な土地利用を計画していく。新しい取り組みであるこの市民農園は村民の関心も高く、初年度の成功により市民農園の開設者が全村に波及することが期待される。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、地方公共団体や農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業（市民農園の開設）は、遊休農地の解消

と農地の多面的機能の維持等を図る上で有効と考える。

当該地区においては、耕地面積に対する遊休農地の割合は平成7年度末には6.7%であったが、平成12年度末には12.6%(以上農業センサスによる)、平成14年度の遊休農地解消月間における現地調査では16.6%(遊休農地面積14.5ha)と急増しており、その抑制及び解消が急務となっている。また、基幹的農業従事者の65歳以上の割合が平成7年度末の58.6%から平成12年度末には64.2%と、5.6ポイントもアップしており、高齢化、担い手不足がますます深刻化している。

一方で温泉や自然体験を核とした観光事業、UIターン対策、別荘開発等により都市からの交流人口が増大し、市民農園に対する需要が多い状況にある。

そこで、当該規制の特例措置を受けようとする村内における農地所有者が自ら市民農園を開設し、都市住民との交流を図ることで、地域の活性化や農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適切であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。